

議 事 録

令和4年3月29日（火）午後1時30分から福井市役所本館8階第8AB会議室において2月定例会が開催された。

○議事

1 審議事項

議案番号	議 案 名	議決結果
第86号議案	農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について	原案どおり可決
第87号議案	農用地利用集積計画の決定について	〃
第88号議案	農地法第3条第1項の許可の申請について	〃
第89号議案	農地法第5条第1項の許可の申請について	〃
第90号議案	現況証明について	〃
第91号議案	農地等の現況に係る照会に対する回答について	〃
第92号議案	農地・非農地判断について	〃

2 報告事項

報告番号	報 告 名
第97号報告	農地法第18条第6項の規定による解約の通知の確認について
第98号報告	農地法第3条の3の規定による届出の確認について
第99号報告	農地法第5条第1項の規定による許可の取消しの確認について
第100号報告	農地法第4条第1項第8号の規定による届出の取消しの確認について
第101号報告	農地法第5条第1項第7号の規定による届出の確認について
第102号報告	農地等の相続税の納税猶予に係る3年ごとの届出により農業経営を引き続いて行っている旨の証明の確認について
第103号報告	農地法第2条第3項の規定による農地所有適格法人の報告について

3 その他

○出席委員 23名

1番	寺井	重治	
2番	伊藤	敏夫	
3番	伊藤	義明	(参与)
4番	前川	雅彦	
5番	小寺	辰夫	
6番	武澤	義明	(会長)
7番	加藤	良子	
8番	岩崎	眞次	
9番	宮浦	啓二	
10番	前川	秀人	
11番	清水	重勝	
12番	伊川	憲邦	
13番	池田	敏雄	(参与)
14番	西岡	得雄	
15番	浅川	健次	
17番	豊岡	敏広	
18番	野路	直美	(参与)
19番	清水	勝栄	
20番	衣目川	一郎	
21番	廣部	厚	
22番	山本	清幸	(会長職務代理者)
23番	吉田	光範	
24番	田村	洋子	

○欠席委員 1名

16番	鈴木	謹一	
-----	----	----	--

○説明のため出席した者

農政企画課

副 主 幹 南 部 奈 沖

○事務局出席職員

農業委員会事務局

局 長	南	京	良	幸
局 次 長	南		寿	佳
課長補佐	東	野	尚	樹
主 幹	松	本	光	司
副 主 幹	三	木	真	人
副 主 幹	岸		美	帆
主 査	小	林	恵	美
主 査	岡	本	恵利	佳
主 事	前	田	大	貴

開 会 午後 1 時 3 0 分

(武澤会長挨拶)

議 長
(6 番
武澤会長)

それでは、ただ今から 3 月の定例会を開催いたします。
なお、委員番号 1 6 番の鈴木委員より欠席の連絡を受けております。
それでは、議事に移ります前に、議事録署名委員の選任について、お諮り
したいと思います。議事録署名委員につきましては、議事規則第 1 8 条第 2
項の規定により、私の方から指名することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。それでは、私の方から指名させていただきます。
委員番号 1 番 寺井委員、2 番 伊藤敏夫委員、ご両名よろしくお願いし
ます。
それでは、議事に入ります。第 8 6 号議案「農地中間管理事業に係る農用
地利用集積計画の決定及び農用地利用配分計画（案）に対する意見について」
を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 8 6 号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画 説明)

農政企画課

(第 8 6 号議案 農用地利用配分計画（案） 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。第 8 6 号議案について、原案どおり農用地利用集
積計画を決定すること、及び農用地利用配分計画（案）について、ご異議ご
ざいませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
したがって、第 8 6 号議案は原案どおり農用地利用集積計画を決定し、
農用地利用配分計画（案）に対しては異議なしと意見決定いたしました。
続きまして、第 8 7 号議案「農用地利用集積計画の決定について」を議題
といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 87 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。第 87 号議案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 88 号議案「農地法第 3 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 88 号議案 説明)

議 長

ただ今の説明に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。第 88 号議案を、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第 89 号議案「農地法第 5 条第 1 項の許可の申請について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第 89 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました廣部委員から報告をお願いします。

21 番
廣部委員

第 89 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は、3 月 18 日（金）、調査委員は私と山本会長職務代理者、地区担当委員 3 名と事務局 2 名の計 7 名で行いました。

調査内容については事務局説明のとおりであり、現場の状況や転用目的など妥当であり、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。第 89 号議案を、原案どおり許可することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

なお、第 89 号議案中 1 番の案件については、福井県農業会議より許可相当とする意見答申がなされることを条件に許可することとします。

続きまして、第 90 号議案「現況証明について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

(第 90 号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を当番委員でありました廣部委員から報告をお願いします。

21 番
廣部委員

第 90 号議案に関する現地調査につきましてご報告します。

調査日は 3 月 18 日、私と山本会長職務代理者、地区担当委員 2 名、事務局 2 名の合計 6 名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、現況及び関係書類から判断いたしまして、すべての案件について、「福井市農業委員会現況証明に関する事務処理規程」の証明基準に該当し、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。

以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。第 90 号議案を原案どおり承認し、交付決定することに、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
続きまして、第91号議案「農地等の現況に係る照会に対する回答について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第91号議案 説明)

議 長

今回の案件につきまして、現地調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

山本会長
職務代理者

第91号議案に関する現地調査につきましてご報告します。調査日は3月18日、私と廣部委員、地区担当委員2名、事務局2名の合計6名で実施しました。調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおりです。また、現況及び周辺農地への影響から判断し、2番の案件については、照会に対して「原状回復命令を行わない」と回答することも、やむを得ないと判断しますが、ご審議をお願いします。1番の案件については、地区委員とも協議を行い、原状回復命令を行わないと回答することが妥当との結論に至りましたが、ご審議をお願いします。以上でございます。

議 長

ただ今の説明及び調査結果に対し、まず、2番の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議 長

特にないようですので質疑を終了いたします。
それではお諮りします。第91号議案中、2番の案件について、現地調査の結果報告等を踏まえ、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。続きまして、第91号議案中、1番の案件について、ご意見、ご質疑等はございませんか。

3番
伊藤義明委員

1番の案件についてですが、問題はないと思いますが昔いわくつきの土地ではなかったでしょうか。

議 長

私が農業委員になってからは特段問題になったことはなかったと思います。しかし、昭和61年12月10日に「貸駐車場」を目的とした許可がで

ていますが、現状が駐車場となっていないためいかなものかと思います。でも、農地ではないことは間違いありません。法務局としては、農地か農地でないかを報告してほしいと照会がきています。

18番
野路委員

昭和61年に田んぼではなくなったということですか。それとも田んぼということですか。現況が農地でないのに登記の地目が変更されていないから問題が起こっているということではないのでしょうか。

事務局

今回の照会については、一度事務局の方で取り消されていない旨の証明書を所有者へ交付しております。しかし、その証明書で地目変更申請を法務局で行ったところ目的外使用にあたるため法務局照会として今回の議案に挙っています。事務局としては、現状と転用目的が一致しませんが適正な許可を受けていること、許可後から相当年数の期間が過ぎていることを踏まえ致し方ないと判断しております。その点踏まえご議論いただければと思います。

議長

ご理解いただきましたでしょうか。その他ご意見、ご質疑等はございませんか。

(特に声なし)

議長

特にないようですので質疑を終了いたします。

それではお諮りします。第91号議案中、1番の案件について、現状回復命令を行わないと回答することにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

議長

ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。

続きまして、第92号議案「農地・非農地判断について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

(第92号議案 説明)

議長

今回の案件につきまして、現況調査を行っておりますので、その結果を山本会長職務代理者から報告をお願いします。

山本会長
職務代理者

第92号議案に関する現況の確認につきましてご報告します。

調査日は3月18日、私と廣部委員、地区担当委員である山田委員、伊川委員、事務局2名の合計6名で実施しました。

調査内容につきましては、ただ今、事務局から説明のありましたとおり、対象地の現況は、いずれもスギなどの樹木が繁茂して山林化しており、今後農地として再生利用することは著しく困難であると見受けられましたので、現況を「非農地」として問題ないものと思われまます。以上でございます。

議 長	ただ今の説明及び調査結果に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 それではお諮りします。第 9 2 号議案について、現況調査の結果報告等を踏まえ、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)
議 長	ご異議なしと認めます。よってそのように決しました。
議 長	続いて、報告事項に入ります。なお、報告事項につきましては、いずれも事務局長専決により処理した案件でございます。 それでは、第 9 7 号報告ないし第 1 0 3 号報告を、一括して議題といたします。事務局の説明を求めます。
事務局	(第 9 7 号議案ないし第 1 0 3 号議案 説明)
議 長	ただ今の報告に対し、ご意見、ご質疑等はございませんか。 (特に声なし)
議 長	特にないようですので質疑を終了いたします。 続きまして、その他に移ります。事務局から何かありますか。 (今後の日程説明)
議 長	本日の審議内容の総括を、山本会長職務代理人よりお願いします。
山本会長 職務代理人	本日の定例会は第 8 6 号議案から第 9 2 号議案まで全て原案どおり承認又は決定をいただきました。また、第 9 7 号報告から第 1 0 3 号報告まで全て確認をさせていただきました。以上をもちまして審議内容の総括とさせていただきます。
議 長	これをもちまして、3 月の定例会を閉会いたします。 慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

閉会 午後 2 時 4 5 分